

TAX

Issue P354 – 2022 年 5 月 24 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

OECD による「第 1 の柱 – 利益 A : 適用対象の範囲に関するモデルルール ドラフト」及び「第 1 の柱 – 利益 A : 採掘業の除外」の公布

Authors :

Sophie Wei
Partner
Tel: +86 10 8520 7622
E-mail: swei@deloitte.com.cn

Rachel Ying
Director
Tel: +86 21 6141 1482
E-mail: razhao@deloitte.com.cn

Yu Zhang
Assistant Manager
Tel: +86 10 8512 5905
E-mail: yuzhangbj@deloitte.com.cn

Jason Ye
Senior Consultant
Tel: +86 21 2329 5823
E-mail: jasonye@deloitte.com.cn

OECD は 2022 年 2 月 18 日に「第 1 の柱 – 利益 A : 課税標準の確定に関するモデルルールドラフト」に関するパブリックコンサルテーション文書を公布し、続いて 2022 年 4 月 4 日と 4 月 14 日に「第 1 の柱 – 利益 A : 適用対象の範囲に関するモデルルールドラフト」及び「第 1 の柱 – 利益 A : 採掘業の除外」に関するパブリックコンサルテーション文書（以下、「ドラフト」）を公布した。上述の 2 つのドラフトは第 1 の柱における利益 A のモデルルールに関する 3 つ目と 4 つ目の構成要素（building block）であり、利益 A の適用対象となるグループの判定、及び利益 A の適用対象となる採掘活動の収益・利益の判定に関するルールの提供を目的とするものである。この 2 つの構成要素が密接に関係しているため、本 Tax Analysis では合わせて分析を行う。

1. ドラフトの主要内容

ドラフトの内容は利益 A のモデルルールの「タイトル 2 : 適用対象の範囲」と「タイトル 9 : 定義」に組み込まれる予定である。モデルルールの条文に多くの脚注が含まれており、それらは、条文における用語を説明する役割を持つと同時に、利益 A のモデルルールのコメントリ – (Commentary) において検討する予定である内容を開示する役割も持っている。

タイトル 2 は対象グループ（Covered Groups）に適用される利益 A の一般ルールを提供するものであり、3 つの付則（Schedule）（「付則 E : 対象セグメント」、「付則 F : 採掘業の収益・利益の除外」、「付則 G : 規制された金融サービス業の収益・利益の除外」）を含む。OECD は今回、「付則 F : 採掘業の収益・利益の除外」に関するパブリックコンサルテーション文書を公布した。

1.1. 対象グループ

For more information, please contact:

1.1.1 「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」

「第 1 の柱 – 利益 A : 適用対象の範囲に関するモデルルールドラフト」において、あるグループが一つの期間¹ (Period) において、「グローバル収益テスト (the global revenue test) 」と「利益率テスト (the profitability test) 」を同時に充足する場合、利益 A の適用対象である対象グループとなることが定められた。

- 「グローバル収益テスト」: 当年度におけるグループの総収益が 200 億ユーロ²以上
- 「利益率テスト」: 以下の期間において、グループの税引前利益率が 10% 以上
 - i) 当年度の税引前利益率 (「当年度テスト (Period test) 」)
 - ii) 直前過去 4 年度のうち 2 年度以上の税引前利益率 (「前期間テスト (Prior period test) 」)
 - iii) 当年度及び直前過去 4 年度の 5 年加重平均税引前利益率 (「平均テスト (Average test) 」)

当年度或いは直前過去 3 年度のいずれかの年度に合併または分割が発生したグループについて、前期間テストと平均テストを行う際に、実際の状況に基づき、関連するグループの範囲を調整しなければならない。

上述したテストの対象である総収益は、適格会計基準 (IFRS 及び同等性を有する会計基準) に基づき作成された連結財務諸表上の収益に対して、一定の調整を行った金額であり、その調整の 1 つとして、適用対象外事業体 (政府事業体・国際機関・非営利団体・年金ファンド・最終親会社 (UPE) の定義に適合する投資ファンド及び不動産投資ビークルなどを含む) からの収益の除外が挙げられる。また、グループに合併企業 (Joint Venture) が存在する場合、合併企業から受ける利益 (損失) の配分比率に基づき、グループの連結財務諸表上の収益を調整しなければならない。

1.1.2 採掘業と規制された金融サービス業の除外

グループが「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」を充足し、且つ採掘業或いは規制された金融サービス業に従事する場合、付則 F の採掘業除外ルール或いは付則 G の規制された金融サービス業除外ルールに基づき、関連する除外調整を行った上で、改めて「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」を行わなければならない。除外調整後に「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」を充足する場合、当該グループは利益 A の対象グループとなり、利益 A の一般ルール及び付則 F 又は付則 G の規定を適用する。

1.1.3 細分化防止ルール (Anti-fragmentation Rules)

利益 A の適用回避を目的として行われる作爲的なグループ細分化に対抗するため、ドラフトにおいて濫用防止ルールが設けられている。細分化グループ

(Fragmented Group) (特に、内部フラグメンテーション³ (Internal Fragmentation) によって形成された細分化グループを指す) の最終親会社が、適用対象外事業体、投資ファンドまたは不動産投資ビークルによって直接的または間接的に支配持分を保有され、且つ

¹「期間」とは、グループの最終親会社が連結財務諸表を作成する際の報告期間である。

² グローバル連結売上高に関する閾値が 100 億ユーロに引き下げられるかどうかは、利益 A ルールによる租税の現実性の確保を含めて、利益 A ルールの導入が順調であるかどうかによって決まる。関連するレビューは、利益 A ルールの導入に関する合意の発効から 7 年以内に実施され、且つ一年以内に完成する予定である。

³ 「内部フラグメンテーション」 (Internal Fragmentation) とは、[期日] (DATE) にまたはその期日以降にグループ内の 1 つまたは複数の事業体に適用される、下記の状況に当てはまる取決め、取引または一連の取引を指す。取決め、取引または一連の取引の実施前、当該グループの UPE は、適用対象外事業体、投資ファンドまたは不動産投資ビークルによって直接的または間接的に支配持分を保有される。取決め、取引または一連の取引に基づき、当

移転価格サービス
ナショナルリーダー
Lian Tang He
Partner
Tel: +86 10 8520 7666
E-mail: lhe@deloitte.com.cn

Northern China
Sophie Wei
Partner
Tel: +86 10 8520 7622
E-mail: swei@deloitte.com.cn

Eastern China
Jerry Wang
Partner
Tel: +86 512 6289 1308
E-mail: jerrywang@deloitte.com.cn

Southern China
Edison Zuo
Partner
Tel: +86 20 2831 1309
E-mail: ezuo@deloitte.com.cn

Western China
Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
E-mail: ftang@deloitte.com.cn

当該細分化グループの当年度の総収益が 200 億ユーロ以下である場合、以下の条件を満たせば、当該細分化グループは「グローバル収益テスト」を充足するとみなされる。

- 当該グループは「利益率テスト」を充足している。
- 当該グループと、同一の内部細分化により形成された他の細分化グループとの当期総収益の合計が 200 億ユーロを上回った。
- 関連するすべての事実と状況に基づき、「グローバル収益テスト」を充足しないようにすることが、内部フラグメンテーションの主な目的の 1 つであると合理的に結論づけることができる。

1.1.4 開示セグメント (Disclosed Segment)

ドラフトには、「適用対象の範囲」ルールの例外規定も組み込まれている。即ち、グループ全体としてグローバル収益テストを充足するが利益率テストを充足しない場合において、グループの連結財務諸表で開示されたセグメント（「開示セグメント (Disclosed Segment)」）がグローバル収益テストと利益率テストの両方を充足すれば、当該開示セグメントは利益 A の適用対象とみなされる。関連する詳細ルールは、付則 E（対象セグメント）として、後日公表される予定である。

1.2. 採掘業の除外ルール

1.2.1 セブのステップ

「第 1 の柱 - 利益 A：採掘業の除外」（付則 F）は上記の一般ルールの枠組みの中で、利益 A の適用対象の判定及び採掘業の収益・利益の除外について、以下の 7 つのステップを定めている。ステップ 2 とステップ 3 は採掘業を対象とするルールであり、残りのステップは利益 A の一般ルールである。今回の「採取業の除外」に関するパブリックコンサルテーションは、ステップ 2 とステップ 3 を重点的なテーマとして行われた。

ステップ 1：利益 A の適用範囲に関する一般ルールに基づき、グループは、「開示セグメント事業」について「グローバル収益テスト」及び「利益率テスト」を実施し、充足している場合、ステップ 2 に進む。

ステップ 2：対象活動（即ち、非採掘活動）の「収益テスト」を実施し、充足している場合、ステップ 3 に進む。

ステップ 3：対象活動（即ち、非採掘活動）の「利益率テスト」を実施し、充足している場合、ステップ 4 に進む。

ステップ 4：ネクサス及び収益源泉地の判定に関するルールに基づき、ある課税管轄地からの対象収益がネクサス判定の閾値に達するか否かをテストし、閾値に達する課税管轄地は、利益 A の配分に参加することができる。ネクサステストにおいて、採掘業からの収益は考慮されない。

ステップ 5：ある期間について、利益 A の配分に関する一般ルールに基づき、各課税管轄地に配分すべき課税利益を算定し、利益配分を行う。その際、マーケティング及び販売活動の利益についてのセーフハーバーを適用する目的では、採掘業からの利益は考慮されない。

ステップ 6：二重課税排除メカニズムを適用する。上記のステップを経て、採掘業からの除外可能な利益も、二重課税排除メカニズムの対象から除外される。

ステップ 7：徴収・管理と報告のために必要な書類を準備する。

1.2.2 ステップ 2 とステップ 3 の具体的なルール

(i) 採掘活動収益の除外に関する具体的なルール（ステップ 2：対象活動の「収益テスト」）

ステップ 2 では、採掘業に従事するグループの対象活動に対して収益テストを実施する際の「採掘活動」収益の除外に関するルールが定められた。即ち、当該グループの連結収益から「採掘活動」の第三者収益を除外した後、残りの対象活動の収益が 200 億ユーロの閾値を上回っていれば、収益テストを充足し、ステップ 3 の利益率テストに進む。

該グループは 2 つ以上のグループに分割され、分割後の各グループ（「細分化グループ」）の UPE は、同じ適用対象外事業体、投資ファンドまたは不動産投資ビークルによって直接的または間接的に支配持分を保有される。

ステップ2では、除外の対象となる「採掘活動」(Extractive Activities)をより適切に判定するために、「採掘活動」の判定要件について定められた。即ち、製品テスト(即ち、採掘製品の販売)と活動テスト(即ち、探査、開発、採掘)を同時に充足する活動は、「採掘活動」と判定され、グループが採掘製品(Extractive Products)の探査、開発或いは採掘を行い、当該製品の販売により第三者から収益を得る場合、「採掘活動」に従事していると判定される。そのため、採掘に関する活動を行わずに採掘製品の貿易のみを行い、或いは採掘製品の保有を行わずに採掘製品の採掘などのサービスのみを提供する場合、「採掘活動」に従事しているとみなされず、関連する収益は除外できない。

ドラフトにおいて、除外対象である「採掘活動」の収益に該当するか否かの判定に用いられる「採掘活動」、「採掘製品」、「適格加工」(Qualifying Processing)、「境界点」(Delineation Point)などの用語が説明された。「境界点」とは、除外対象と除外対象ではない活動との境界であり、「境界点」の後で発生する収益は、「採掘活動」の収益とみなされず、除外できない。ドラフトによると、「境界点」は複数のテスト(グループの生産した採掘製品の独立第三者向け販売；採掘製品を採掘国/課税管轄地から他の国/課税管轄地に移転するグループ内取引；採掘製品の価格設定に用いられる「国際的に認められる参照価格」が存在し、且つ当該採掘製品が「国際的に認められる参照価格」によって確立された仕様に適合する；など)のいずれかを充足した時点のうち、もっとも早い時点である。ステップ3において、除外収益(excluded revenue)及び除外収益対総収益比率の確定上、「境界点」は非常に重要である。

(ii) 採掘活動利益の除外に関する具体的なルール(ステップ3:対象活動の「利益率テスト」)

ステップ3では、「採掘活動」利益の除外に関するルールが定められた。「採掘活動」の利益を除外した後、残りの対象利益率が10%以上(複数の期間についてこの要件を満たす必要がある)である場合、利益率テストを充足する。

ステップ3では、「開示事業セグメントアプローチ」(Disclosed Operating Segment Approach)を用いて、或いは事業セグメント別のコスト配分と利益率計算を正確に実施できない場合や「開示事業セグメントアプローチ」の適用要件を充足しない場合に「事業体別アプローチ」(Entity-level Approach)を用いて、対象利益を確定する必要がある。

「開示事業セグメントアプローチ」では、除外収益の比率と対象収益の金額という2つの基準に基づき、「量的優勢テスト」(Predominance Test)を通じて事業セグメントの除外判定を行う。以下の3つの状況が考えられる。

- a. 対象収益の比率が $\geq 75\% \sim 85\%$ の場合、事業セグメント全体が利益Aの適用対象となる。
- b. 除外収益の比率が $< 75\% \sim 85\%$ 、及び/或いは対象収益が10億ユーロを超えるが対象収益の比率が $< 75\% \sim 85\%$ の場合(いわゆる「混合セグメント(mixed segment)」)、事業セグメントが利益Aの適用対象となるが、事業セグメント全体の利益率を対象利益率とすべきではなく、さらなる作業を通じて対象利益率を確定する必要がある。
- c. 除外収益の比率が $\geq 75\% \sim 85\%$ 且つ対象収益が10億ユーロ以下の場合、当該事業セグメント全体を除外する。

上述の除外収益の比率レンジ(75%~85%)と対象収益の閾値(10億ユーロ)は参考用のものであり、ファイナライズされた数値ではない。

事業セグメント全体が除外された場合、次のステップに進む必要がない。その他の2つの状況について、ドラフトでは対象収益と除外収益の確定方法、及び各種収益の間の原価・費用の配分ルールが提供されており、それによって、対象利益を確定できる。対象利益率を計算する際、調整済み⁴対象連結利益を分子とし、対象連結収益を分母として対象利益率を計算する。

「事業体別アプローチ」を適用する場合、グループの各事業体に対して、「境界点」を通じて当該事業体の除外収益を確定する際、「量的優勢テスト」を実施する。「事業体別アプローチ」では、「量的優勢テスト」を通じて、除外収益の比率と対象収益の金額という2つの基準に基づき、事業体を適用対象外事業体と対象事業体に分けることができる。「事業体別アプローチ」における対象利益率の計算は、「開示事業セグメントアプローチ」のそれと類似しているが、差異として、グループの「開示事業セグメント」に基づき対象利益を計算するのではなく、すべての対象事業体を一つの特殊セグメントとみなした上で、一定のルールに基づき対象利益を計算する。利益率テストを行う際、対象外事業体の収益と利益は直接除外される。対象事業体について、さらなる作業を通じてその対象収益、及び対応する対象利益を確定する必要がある。

2. ブループリント報告書との比較

2020年10月に公布されたブループリント報告書において、第1の柱における利益Aの適用範囲に該当するか否かは、活動テストと収益の閾値テストを通じて判定すると定められた。そのうち、活動テストでは、自動化されたデジタルサービス(ADS: Automated Digital Services)と消費者向けビジネス(CFB: Consumer-facing Business)を含めて、業種を識別し区分する必要があり、収益の閾値テストでは、「グローバル収益テスト」と「最小限国外源泉対象収益テスト」の2つの閾値が設けられた。また、ブループリント報告書は、新し

⁴ 利益Aの課税標準計算ルールに基づき利益を調整することを指す。

い課税権の適用範囲から除外される事業として、消費者向け金融サービス（銀行・保険・資産管理を含む）、建設、居住用不動産の販売・賃貸、国際航空、海運、採掘、自然資源及びコモディティ取引が提案された。一方、自然資源を製品の原料とする事業（宝飾品やチョコレートなど）はそれらに含まれていない。

2021年10月に公布されたOECD/G20税源浸食と利益移転（BEPS）包括的枠組みの声明（以下「包括的枠組みの声明」）における「第1の柱における利益Aルールの適用対象となるか否かを判定する方法」は既に抜本的な変化を遂げており、自動化されたデジタルサービスや消費者向けビジネスを含めて、業種を識別し区分する必要がなくなり、多国籍企業のグローバル連結売上高と利益率が判定基準となった。これにより、利益Aの適用対象は、特定の業種ではなく、利益率の高い巨大多国籍企業グループに絞られ、採掘業と規制された金融サービス業のみ適用対象外となることが定められた。

ドラフトでは、「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」の計算方法、及び各関連用語の定義について詳しく定められ、一般ルールと採掘業除外ルール、金融業除外ルールとの相互関係がルール設計に反映され、細分化防止ルールが設けられた。採掘業の収益・利益の除外について、「採掘活動」の定義が明確に定められた。即ち、「製品テスト」と「活動テスト」の両方を充足する活動のみ、「採掘活動」に該当する。また、除外収益の計算方法について、詳しいガイドラインが提供された。

3. デロイトの考察

2020年10月のブループリント報告書から2021年10月の包括的枠組みの声明、そして2022年に順次公布された第1の柱のモデルルールドラフトのパブリックコンサルテーション文書まで、利益Aの適用範囲に関するルールが明確になりつつある。利益率の高い巨大多国籍企業グループ（特に、採掘業と規制された金融サービス業に関わるグループ）は、モデルルールの細則を参照して、除外ルールの適用可能性、及び「グローバル収益テスト」と「利益率テスト」を充足する可能性を評価し、当期及び将来年度において利益Aの適用対象になる可能性を早期に評価することが推奨される。

モデルルールの設計方針から分かるように、OECDは実務における事業スキームの複雑性を踏まえた上で、合理的ルールの策定、実務細則の明確化、企業コンプライアンスコストの削減、及び税務機関による徴収管理の難易度の間のバランスを追求している。現状、ドラフトにおいて、「利益率テスト」の前期間テストと平均テストは閾値テスト目的の運用（閾値に達すると、その後の期間は適用対象外となる）に留まるか否か、細分化防止ルールの具体的な適用範囲と条件、「境界点」の様々な適用シーンと適用細則など、追って検討と明確化が待たれる内容が少なからず存在する。それらの内容について、今後OECDによる明確化が期待される。

第1の柱の導入スケジュールを予定通りに進めるには、数多くのチャレンジに直面する可能性があるが、ここ数か月のOECDの作業進捗から見て、利益Aのモデルルールの各構成要素に関するパブリックコンサルテーション文書の公布がつつがなく進められている。関係企業は関連動向に留意し、必要がある場合は速やかに行動を起こし、適切な評価を行い、新しい国際税制とグローバル租税徴収監督管理体制の整備に関する要求に積極的に対応し、グローバルバリューチェーンとリスク配分を調整することで、リスクの管理・制御する能力を高めることが推奨される。デロイトは引き続き利益Aのモデルルールに関するその他の構成要素に注目し、関連する分析と考察をご提供する。

デロイトは「Global Tax System Reshaping 2.0 Series」を通じて、グローバル税制の重大な変革に関する最新情報、及び多国籍企業への潜在的な影響に関する分析を提供しております。より詳しい情報をご希望の場合には、お気軽にご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li
Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiao Li Huang
Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
Email: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang
Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang
Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang
Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu
Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang
Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Chinese Mainland)

German Cheung
Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik
Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
Email: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京
浦野 卓矢
Partner
Tel: +86 10 8512 5524
Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海
板谷 圭一
Partner
Tel: +86 21 6141 1368
Email: kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel: +86 21 3313 8800
Email: tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州
左 迪
Partner
Tel: +86 20 2831 1309
Email: ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド (「DTTL」)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数指します。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 345,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソール、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア (www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性や完全性に対し、私どもはいかなる (明示的または暗示的) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。